

平成 28 年度第 3 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 29 年 2 月 10 日 (金)
午前 10 時～

場 所 大阪府中央区本町橋 2 番 31 号
シティプラザ大阪 2 階 「燦」

平成28年度第3回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
414	北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	1
415	東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	7
416	南部大阪都市計画区域区分の変更	13
417	北部大阪都市計画道路の変更	17
418	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	21
419	南部大阪都市計画緑地の変更	25
420	大阪都市計画河川の変更	29
421	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)	33

議 第 4 1 4 号
計 推 第 1 9 2 0 号
平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「北部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第2項の規定による「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いだと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
203-1	庄内・豊南町地区	約510ha	豊中市	安全性の高い、便利で快適な都市居住地としての再生や庶民的で親しみのある庄内駅周辺地区の充実等を目指す。	庄内駅周辺地区については、豊中市の中心核としての駅前広場や道路等の公共施設の整備と都市機能の一層の集積や、災害に強い市街地形成等を図る。 木造老朽住宅が密集している地区については、道路、公園、緑道等の地区施設の整備と、住宅の共同建替を促進し、安全性の高い、便利で快適な都市居住地として再生を図る。 住宅と工場等が混在している地区については、工場の公害防止対策や周辺の環境改善を進め、住工共存市街地の形成を図る。			防災再開発促進地区
207-1	高槻中心市街地整備地区	約125ha	高槻市	大阪・京都間の中核都市にふさわしい風格ある都心ゾーンの形成を目指して、JR高槻駅周辺などの主要鉄道駅周辺を「都市拠点」として位置づけ、都市を再生し活力ある持続的発展をしていくため中核的な都市機能を集積させ、高槻の顔として整備を進める。	中心市街地にふさわしい都市機能(商業・業務・教育・文化・交流・情報・公共・公益施設等)集積の強化を図る。 商業・業務、教育・研究、医療等地区での土地の高度利用の促進を図る。 人口回復(都心居住促進)のための市街地住宅の立地促進を図る。 ターミナル機能の充実・強化を図る。 中心市街地の環状道路網形成を目指した都市計画道路の早期完成と関連道路の整備を図る。 交通結節点にふさわしい都市景観形成の推進を図る。 歩行者空間の整備としての国道171号アメニティ街路化事業の推進を図る。 既存商店街の活性化、近代化の促進を図る。	阪急高槻市駅南地区 高槻駅周辺地区	阪急高槻市駅南地区 JR高槻駅北東地区 大学町地区	
207-2	富田都市拠点整備地区	約26ha	高槻市	阪急富田駅及びJR摂津富田駅と後背圏を結ぶ交通体系を整備するとともに、市域西部の生活活動の拠点機能及び商業業務機能の充実を進め、富田都市拠点の形成を目指す。	市域西部の中心としての商業・業務・文化・公共・公益施設等のセンター機能の充実を図る。 人口回復(都心居住促進)のための市街地住宅の立地促進を図る。 駅へのアクセスルート確保と交通混雑解消のための都市計画道路の早期完成を図る。 交通結節点にふさわしい都市景観形成の推進を図る。 既存商店街の活性化、近代化の促進を図る。	JR摂津富田駅南地区		

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いだと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
207-3	高槻中心市街地周辺整備地区	約195ha	高槻市	教育・文化機能を充実するとともに、歴史的環境や緑の保全、修復やそれらと調和した景観形成を進め、高槻市の教育・文化の中心拠点地区の形成を目指す。	教育、文化施設及び関連施設の充実を図る。住宅を中心とした現況用途を前提とした居住環境の保全と向上を図る。都心と郊外を結ぶ都市計画道路の早期完成を図るとともに、都市内道路網の整備を図る。大手町、上本町、本町地区内及び芥川町地区の歴史的景観の修復・保全及びそれらと調和した都市景観形成の推進を図る。住環境向上を目指した芥川両岸の緑地化を図る。市街化区域内農地の適切な誘導と規制を図る。			
207-4	富田都市拠点周辺整備地区	約168ha	高槻市	歴史的環境の保全、修復、それらと調和した景観の形成、及び居住環境の改善を図りながら、うるおいと個性ある住宅市街地の形成を目指す。	住宅を中心とした現況用途を前提に、消防活動困難区域の解消に向けて細街路整備等による居住環境の改善を図る。地区住民の利便性及び防災面の改善を目指した都市計画道路の早期完成を図る。歴史的・文化的資産をつなぐ歩行者ネットワークとして歴史の散策路の整備を図る。			
207-5	高槻住環境再整備地区	約552ha	高槻市	公園・細街路等の都市基盤が整い、緑や住宅デザインにも配慮した安全・便利で快適な住宅地の形成を目指す。	住宅を中心とした現況用途を前提に、公園・細街路整備、建て替えの誘導等による居住環境の改善を図るとともに、消防活動困難区域の解消に向けて細街路網の整備を図る。地区住民の利便性及び防災面の改善を目指した都市計画道路の早期完成と都市間幹線道路の整備を図るとともに、都市計画道路を補完する細街路の整備を図る。居住地などの身近なところに緑や空間を備えた快適環境を創り出すために公園整備を推進し、公園未整備地区においては、公園の計画的整備を図る。老朽化した公的住宅の建て替え、規模拡大を図る。良好な住宅地の環境保全を図る。住環境向上を目指した芥川両岸の緑地化を図る。市街化区域内農地の適切な誘導と規制を図る。			

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
203-2-1	新千里東町近隣センター地区	約1.7ha	豊中市	周辺居住地の日常生活に必要なサービス機能を提供する地域拠点として機能の更新及び充実を図る。	日常生活に必要な購買施設、生活利便施設、交流施設の更新に加え、周辺環境の変化に対応した機能の充実を図るとともに、住宅機能の拡充を図り、地域のサービス拠点としての機能集積と高度化を図る。	街区を区分して、機能に応じて建築物を設けるとともに、建築物の用途、壁面の位置の制限、高さ、緑化率や容積率等を都市計画で規定し、土地利用の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺環境と調和した施設整備を図る。	既存道路の歩道、主として歩行の用に供する空地整備及び区画道路の整備を図る	市街地再開発事業	市街地再開発事業 地区計画 用途地域 防火地域及び準防火地域		
207-1-1	阪急高槻市駅南地区	約2.1ha	高槻市	ターミナルとしての総合的な都市機能を更新するとともに、親しみやすい都市・生活センターづくりを図る。	飲食、娯楽、文化品店など現在の権利者のための施設、ターミナル機能を高めるための施設及び生活センターとしての地区の機能を高めるための施設の充実を図るとともに、交通結節点にふさわしい新しい機能を導入するほか、都心居住促進のための住宅建設を図る。	街区を共同化し、商業・業務、レジャー・住宅棟からなる施設建築物に再編成する。城下町・高槻のイメージにあった個性ある景観形成に配慮する。	都市計画道路北園西冠線、駅前広場、駐車場、駐輪場等都市施設の整備を図るとともに、区画街路等の地区施設の整備も図る。	市街地再開発事業	市街地再開発事業 高度利用地区		
207-1-2	JR高槻駅北東地区	約9.3ha	高槻市	大規模工場跡地の土地利用転換により、高槻の玄関口にふさわしい多機能な都市拠点の形成を図る。	鉄道駅前の立地特性を活かし、商業、業務、居住、文教、福祉など都市機能の集積と高度化を図り、環境に配慮した、賑わいのある、都市空間の創出を図る。	建築物の形態、色彩、意匠、壁面の位置の制限、高さや緑化等を都市計画で規定するなど、土地利用の合理的かつ健全な高度利用と公的空間の創出により、安全・快適な都市環境の向上を図る。	都市計画道路古曾部天神線、都市計画道路古曾部白梅線、都市公園など都市施設の整備を図るとともに、区画道路や立体横断道路など地区施設の整備を図る。	民間都市再生事業に対する指導・誘導・支援と本事業に関連する関連道路整備の促進を図る。			
207-1-3	大学町地区	約5.8ha	高槻市	大阪医科大学及び付属病院の建替整備により、教育研究・医療施設の整備充実を図る。	大阪医科大学及び付属病院の教育研究・医療・環境機能を充実強化し、市民開放や良好な都市環境の形成に資する施設の建替整備を進め、都市機能の高度化を図る。	建物を高層化及び耐震化し、教育・医療環境の充実を図るとともに、公的空間の確保により、周辺環境への配慮を行う。					

理 由

都市再開発法第2条の3第2項の規定による都市再開発の方針について、再開発の整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

議 第 4 1 5 号
計 推 第 1 9 1 9 号
平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

本方針は、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、東部大阪都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示す。

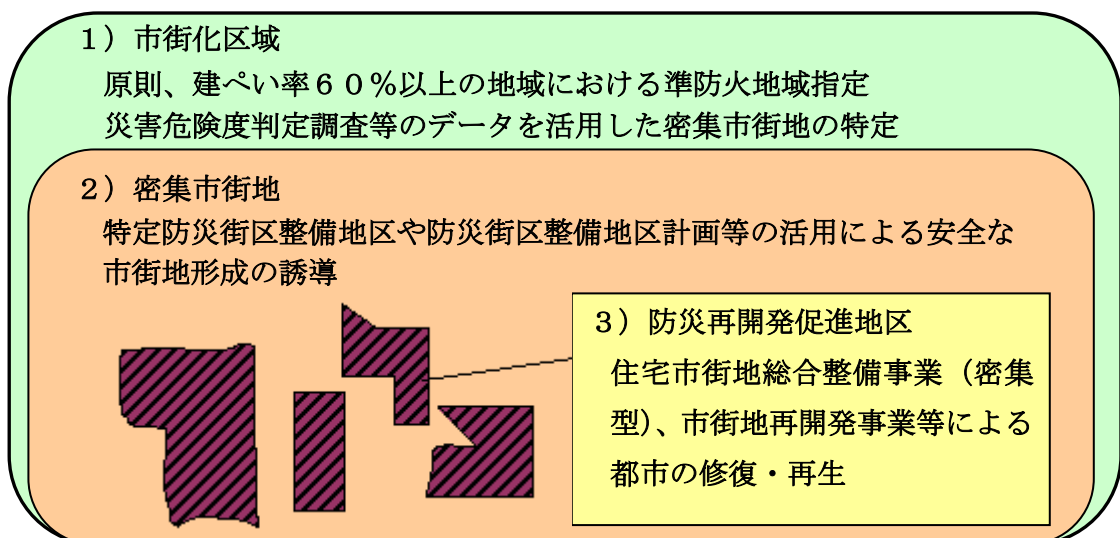
1. 市街地の整備の方針

1) 市街化区域においては、原則、都市計画で建ぺい率 60%以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。

2) 市街化区域においては、災害危険度判定調査等を活用することにより、災害に対して危険な市街地（以下「密集市街地」という。）を特定し、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用により、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導する。

また、耐火建築物・準耐火建築物への建替え誘導にあたっては、その促進を図るため、良好な住環境の形成の観点も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の緩和等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとする。

3) 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区にあつては、防災再開発促進地区を指定し、住宅市街地総合整備事業（密集型）、市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復・再生に努めるものとする。



2. 防災再開発促進地区

- 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要を別表に示す。

別表

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
215-1	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建て替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建て替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路萱島堀溝線及び都市計画公園萱島東公園を防災上の重要な道路及び公園として整備に努めるとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業及び防災街区整備事業等	防災街区整備地区計画の策定や必要に応じて用途地域の変更等を検討する。	
215-2	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建て替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建て替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	府道枚方交野寝屋川線を防災上の重要な道路として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建て替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建て替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	国道170号、府道京都守口線及び都市計画公園田井西公園を防災上重要な道路及び公園として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
223-1	門真市北部地区	約460ha	門真市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	面的整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、都市型住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建て替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路大阪枚方京都線、都市計画道路寝屋川大東線の整備に努めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園等の整備を図る。	防災性の高い市街地が形成されるための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民お互いの連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業及び防災街区整備事業等		

別表

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
209-1	大日・八雲東町地区	約70ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建て替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建て替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
209-2	東部地区	約150ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建て替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建て替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	都市計画道路、主要生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等の誘導や規制誘導等により建物の不燃化を図る。	都市計画道路東大阪中央線を防災上重要な道路として整備が図れるよう努めるとともに、主要生活道路や公園等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定による防災街区の整備の方針について、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発に関する計画の概要を定めるものである。

議 第 4 1 6 号
計 推 第 2 0 4 3 号
平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画区域区分の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,400.2千人	2,339.2千人
市街化区域内人口		2,241.8千人	2,185.8千人
配分する人口		—	2,183.6千人
保留する人口		—	2.2千人
特定保留		—	—
一般保留		—	2.2千人

理 由

地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

議 第 4 1 7 号
計 推 第 1 9 7 4 号
平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・2・224-2号千里丘寝屋川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・224-2	千里丘寝屋川線	摂津市鳥飼八丁目地内	摂津市鳥飼中一丁目地内	摂津市鳥飼中二丁目地内	約 1,350m		4車線	32m		
	構造形式の内訳		摂津市鳥飼中二丁目地内	摂津市鳥飼中一丁目地内		約 510m	嵩上式		32～56m		
						約 840m	地表式		32～44.25m	JR 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	
	3・4・224-26	千里丘東駅前線	摂津市千里丘東一丁目地内	摂津市千里丘東一丁目地内	摂津市千里丘東一丁目地内	約 450m	地表式	2車線	16m	都市高速鉄道阪急電鉄京都線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	
なお、摂津市千里丘一丁目、千里丘東一丁目及び千里丘東二丁目地内に JR 東海道本線千里丘東駅前交通広場を設ける										千里丘東駅前交通広場面積 約 4,400 m ²	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・2・224-2号千里丘寝屋川線について、阪急電鉄京都線の連続立体交差事業に伴い、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり、一部区間を廃止し、起点及び延長を変更するとともに、一部区間の幅員を変更し、名称を3・4・224-26号千里丘東駅前線に変更するものである。

議 第 4 1 8 号
計 推 第 1 9 6 8 号
平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画都市高速鉄道中、阪急電鉄京都線を次のように追加する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
0-1	阪急電鉄 京都線	摂津市	茨木市	摂津市	約 2,550m			連続立体交 差事業線路 線数 2
		阪急正雀 地内	天王 二丁目 地内	千里丘東 四丁目 地内				
	内 訳	摂津市	茨木市	摂津市	約 1,430m	嵩上式		
		庄屋 一丁目 地内	蔵垣内 三丁目 地内	千里丘東 四丁目 地内				
					約 1,120m	地表式		
なお、摂津市千里丘東四丁目地内に摂津市駅を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

現在、鉄道により都市機能が分断されていることから、鉄道の連続立体交差化により、都市交通の円滑化及び合理的な都市機能の形成を図るため、本案のとおり都市計画変更するものである。

議 第 4 1 9 号
計 推 第 2 0 0 0 号
平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画緑地の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画緑地の変更（大阪府決定）

都市計画緑地中、第 0-2 号りんくう公園を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
0-2	りんくう公園	泉佐野市 りんくう往来北及びりんくう 往来南 各地内 泉南郡田尻町 りんくうポート北及びりんく うポート南 各地内 泉南市 りんくう南浜地内	約 61.2ha	園 路 広 場 修景施設 休養施設 運動施設 教養施設 便益施設

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

南部大阪都市計画緑地第0-2号りんくう公園は、広く府民にレクリエーション及び憩いの場を提供するための緑地として位置づけられているが、緑地の機能向上及び利用増進を図るため、一部区域において都市計画の変更を行うものである。

議 第 4 2 0 号

計 推 第 1 6 5 0 号

平成 29 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪都市計画河川の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

大阪都市計画河川の変更（大阪府決定）

大阪都市計画河川中、第 1 号寝屋川北部地下放水路を次のように変更する。

名称		位置		区域		構造	備考
番号	河川名	起点	終点	幅員	延長		
1	寝屋川北部 地下放水路	大阪市 都島区 中野町 五丁目 地内	大阪市 鶴見区 焼野二 丁目地 内	14.5m～ 8.5m	約 5,980m	地下式	
<p>なお、大阪市都島区中野五丁目地内に約 14,100 m²の寝屋川北部地下放水路ポンプ場、幅員 9.3m、延長約 570m の排水路及び約 4,600 m²の吐口を設け、大阪市城東区関目二丁目地内に約 9,130 m²の城北川取水施設を設け、守口市高瀬旧大枝、高瀬旧世木及び高瀬旧馬場地内に約 350 m²の鶴見立坑を設ける。</p> <p>大阪市都島区中野町五丁目、都島本通二丁目、城東区野江三丁目、野江四丁目、成育三丁目、成育二丁目、関目一丁目、関目二丁目及び古市一丁目地内において立体的な範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。</p>							

「区域及び立体的な範囲（離隔距離の最小限度、載荷重の最大限度）は計画図表示のとおり」

理 由

第1号寝屋川北部地下放水路について、現況の土地利用状況を勘案するとともに、計画流量の見直しを行った結果、本案のとおり、一部区域において立体的な範囲を定めるとともに、線形、幅員及び延長の変更、並びに河川管理施設の区域の変更を行うものである。

議 第 4 2 1 号

都 査 第 1 9 号

平成 28 年 11 月 28 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁

枚方市長 伏見 隆

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）について（付議）

標記について、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	枚方市春日北町二丁目地内	約 14,200 m ²

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

家電製品等の廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図るため、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（枚方市）において本案のとおり許可するものである。

